

誤

正

3-4 <参考>成果品を電子成果品にかえ、紙製本成果品に換える場合の費用(国地)

WF3715

報告書(トレース材料、印刷、製本費)に係る費用は、直接人件費に対する率により算出するものとする。

ただし、特殊な業務で、これによりがたい場合は別途とする。

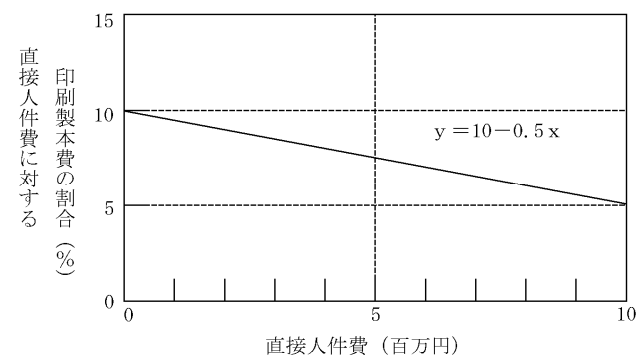
※
トレース材料・印刷・製本費(5冊まで) = (10 - 0.5 × 直接人件費) % × 直接人件費

マ イ ク ロ 費 = 2.5% × 直接人件費

注) 1. 上式のトレース材料・印刷・製本費算出にあたり、※の直接人件費は百万円単位(小数第3位四捨五入)で代入する(下図参照)。

2. トレース材料・印刷・製本費の上限・下限を、それぞれ
上限; 直接人件費 1,000 万円以上は 500 千円とする。
下限; 50 千円とする。

3. トレース材料・印刷・製本費には縮小版を含む。



記載内容削除

3-4 <参考>成果品を電子成果品にかえ、紙製本成果品に換える場合の費用(国地)

平成23年10月7日付け23建企号外「平成23年度 積算基準及び歩掛表の訂正について(通知)」により削除

工種名

調査・設計業務委託 第7章 単価契約図面作成業務委託 第1節 1-2 図面作成業務単価決定基準 1-2-2 業務等の費用及び積算(7-3^①)

誤

正

1-2 図面作成業務単価決定基準
1-2-1 適用範囲
この基準は、図面作成業務により委託等により実施する場合に適用する。

1-2-2 業務等の費用及び積算

(1) 積算方式

必要とする業務毎に、次の方式により各業務単価を積算するものとする。
業務委託料 = [直接人件費 + その他原価 + 一般管理費等 × 修正係数]
+ (消費税相当額)

ただし、調査測量図 = [直接人件費 + 直接経費 + 諸経費] + (消費税相当額)

(2) 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等の処理に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。ただし、測量業務(調査測量図)は、測量作業に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、測量業務(調査測量図)を実施するに要する材料費、機器等で、次式により算定して得た額とする。
直接経費 = 直接人件費 × 5%

(ハ) その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。
その他原価 = 直接人件費 × $\alpha / (1 - \alpha)$
ただし α は 35% とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。
一般管理費等 = 直接人件費 × $\beta / (1 - \beta)$
ただし β は 30% とする。

(ホ) 諸経費

諸経費は次式により算定して得た額とする。
諸経費 = (直接人件費 + 直接経費) × (測量諸経费率)

(ヘ) 消費税相当額

消費全相当額は、業務単位に消費税率を乗じた得た額とする。

(3) 直接人件費対象技術者

技師(A)、技師(B)、技師(C)、技術員とする。
なお、調査測量図については測量技師、測量技師補、測量助手とする。

算式(括弧位置())訂正

1-2 図面作成業務単価決定基準
1-2-1 適用範囲
この基準は、図面作成業務により委託等により実施する場合に適用する。

1-2-2 業務等の費用及び積算

(1) 積算方式

必要とする業務毎に、次の方式により各業務単価を積算するものとする。
業務委託料 = [直接人件費 + その他原価 + 一般管理費等 × 修正係数]
+ (消費税相当額)

ただし、調査測量図 = [直接人件費 + 直接経費 + 諸経費] + (消費税相当額)

(2) 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等の処理に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。ただし、測量業務(調査測量図)は、測量作業に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、測量業務(調査測量図)を実施するに要する材料費、機器等で、次式により算定して得た額とする。
直接経費 = 直接人件費 × 5%

(ハ) その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。
その他原価 = 直接人件費 × $\alpha / (1 - \alpha)$
ただし α は 35% とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。
一般管理費等 = 直接人件費 × $\beta / (1 - \beta)$
ただし β は 30% とする。

(ホ) 諸経費

諸経費は次式により算定して得た額とする。
諸経費 = (直接人件費 + 直接経費) × (測量諸経费率)

(ヘ) 消費税相当額

消費全相当額は、業務単位に消費税率を乗じた得た額とする。

(3) 直接人件費対象技術者

技師(A)、技師(B)、技師(C)、技術員とする。
なお、調査測量図については測量技師、測量技師補、測量助手とする。